

## 青森県教育委員会第337回臨時会会議録

1 期 日 令和8年2月25日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時00分

4 場 所 教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について

議案第1号 「学校における働き方改革プラン」について・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の  
人事について・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第3号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第4号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第5号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する  
規則案について・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第6号 青森県立郷土館規則等の一部を改正する規則案について・・・・・・・・  
・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第7号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案に  
ついて・・・・・・・・原案決定（別紙）

議案第8号 教科用図書採択地区及び名称の変更について・・・・・・・・原案決定

その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討  
委員会（第2回）の概要について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、安田 博、松本史晴、中野博之、久慈美穂

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

坂上教育次長、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、小関教職員  
課長、福士学校施設課長、清川生涯学習課長、高井スポーツ健康課長、山舘文化財  
保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

中野委員、久慈委員

・書記

工藤奈保子、佐藤栞

## 7 議 事

### 報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について

(坂上教育次長)

この度の案件は、昨日開会の県議会第325回定例会に提出された一般会計予算案2件、条例案など6件の計8件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したため、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和8年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、教育委員会関係の予算総額は、1,385億8,991万円となる。これを令和7年度当初予算と比較すると、67億7,835万4千円の増、率にして、5.1パーセントの増となる。

次に、令和8年度の予算案のポイントを御説明する。令和8年度の重点取組項目として、「こどもたちの生きる力を育む学びの推進」、「教職員のやりがいを高めるための環境整備」、「ふるさとを愛する心を育む教育の推進」を掲げ、こどもたちのための更なる教育改革と、こどもたちの学びを県民が一体となって支える社会の実現に向けて、各市町村教育委員会、各学校と一丸となって取り組んで参る。

続いて、条例案について御説明する。

まず、「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」及び「青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、電子情報処理組織により入学を願い出る場合の入学料及び入学者選抜手数料の納付について青森県収入証紙による納付の方法によらないことができることとするためのものである。

「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」は令和8年12月1日から、「青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は令和8年9月1日から施行するものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校合わせて、11,068人から、89人減の10,979人に改めるものである。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものである。

次に「青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案」についてである。

これは、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務が廃止されることに伴い条例を廃止するためのものであり、この条例は、令和8年4月1日から施行するものである。

続いて、「工事の請負契約の一部変更の件」について御説明する。

これは、七戸養護学校普通教室棟の増築工事について、工事内容の変更による請負代金の変更をするためのものである。

次に、「令和7年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算は、国の補正予算を踏まえたものであり、63億300万5千円を計上している。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,366億1,262万4千円となっている。

最後に「青森県高等学校等教育改革促進基金条例案」についてである。

これは、青森県高等学校等教育改革促進基金を設置するためのものであり、この条例は、公布の日から施行するものである。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## 報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について

（小関教職員課長）

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について御説明する。

1の「改善の趣旨」について、教員採用候補者選考試験の受験者が減少傾向となっており、特に小学校の受験者が減少している。また、採用者数の増加は、全国的な傾向となっており、受験者の確保が厳しい状況となっていることを踏まえ、2の「実施内容」のとおり、2点の見直しを行うものである。

1点目は、大学3年生を対象とした特別選考の実施についてである。

大学3年生を対象とした選考については、近年、全国の自治体で実施が進んでおり、文部科学省の調査では、令和6年度実施試験において、68自治体中48自治体が大学3年生を対象とした選考を実施している。

この大学3年生での選考を行うことで、早期の受験機会を創出できることや、他業界への流出を防ぐことができると考えている。

以上を踏まえ、より多くの新卒者を確保するため、大学3年生を対象とした選考を実施することとする。

具体的な内容としては、受験資格として、4年制大学の3年生に在学中の者とし、試験の内容は、当該3年生が第一次試験を受験し、合格した者については、翌年の大学4年生での受験の際に、第一次試験を免除することとなる。

2点目は、小学校及び特別支援学校小学部における実技試験の廃止についてである。

文部科学省の調査では、全国の小学校及び特別支援学校小学部での実技試験の実施状況は、体育が68自治体中5自治体、音楽が4自治体となっており、実技試験を行っている自治体は少数となっている。

本県では、体育・音楽の指導に係る小学校教員の資質向上を図るため実技試験を実施してきた。

一方、受験者は大学の小学校教員養成課程等において体育・音楽を学んできており、採用後は、各学校では教員の得意・不得意によりサポートし合うとともに、県総合学校教育センターで体育・音楽の教科研修の受講が可能となっている。

これらのことを踏まえ、受験者の負担を軽減し受験者数の確保を図るため、小学校にお

ける実技試験を廃止することとする。

以上の改善事項の実施年度は、令和8年度に実施する令和9年度教員採用候補者選考試験からとするものである。

続いて、令和9年度に実施する令和10年度教員採用候補者選考試験のお知らせで、教員採用選考に係る第一次選考の共同実施についてである。

これまで、公立学校の教員採用選考試験に係る第一次選考は、各自治体が独自で実施しており、多大な人員と労力を費やしていた。

この試験実施を各自治体が共同で行うことで、試験内容の質の向上や負担軽減などの効果が見込まれるため、令和7年7月に「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」が設置され、本県を含む51自治体が参画し、現在、共同実施に向けた準備を進めているところである。

この共同実施は、令和9年度に実施する令和10年度教員採用候補者選考試験から行うこととしており、本県の第一次選考の日程は、令和9年7月10日（土）を予定している。

（教育長）

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

## 議案第1号 「学校における働き方改革プラン」について

（高橋教育政策課長）

「学校における働き方改革プラン（令和8年度～令和10年度）」について御説明する。

本プランは、令和5年3月に策定した「学校における働き方改革プラン」の取組期間が令和7年度までとなっていることから、引き続き、本県の学校における働き方改革を推進するため、令和8年度から令和10年度までを取組期間として定めるものである。

まず、「プランの位置付け」についてである。

本プランは、県教育委員会が、県立学校の教育職員や事務職員等を対象に実施する、学校における働き方改革の推進に向けた取組や市町村教育委員会への支援等を示すとともに、服務監督教育委員会及び公立学校において実施すべき内容を示すものである。

また、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、第8条第1項において、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことから、本プランを当該実施計画に位置付けるものである。

次に、「学校における働き方改革の目的」、いわゆる「目指す姿」については、「教職員が、心と体の健康を維持しながら安心して働くことができる職場環境のもと、一人一人が能力を発揮することで、学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指す」こととした。

心と体の健康は、あらゆる活動の土台となるものであり、持続可能な学校を実現するために不可欠なものである。この土台のもとに、一人一人が能力を発揮することで、学校教育の質の向上にもつながっていくと考えている。心と体の健康が安定しなければ全体的に不安定な状況になり、ひいては崩れてしまうことになるものである。

また、教職員の心と体の健康を守るため、教育委員会と学校とが働きやすい環境整備を進める。これにより、勤務時間外を先生方が自分のために使う時間にするとともに、勤務

時間内に教材研究等を行うことができる時間を増やしていくことで、学校教育の質の向上と、持続可能な学校を目指すものである。

続いて、「目指す姿の実現に向けた取組」についてである。

県教育委員会による取組として9項目、県立学校による取組として4項目を掲げ、枠外米印に記載のとおり、各取組に対し評価指標を設定した。現行プランでは、全体を通して、時間外在校等時間の縮減等の目標を設定していたが、PDCAサイクルの下でプランに掲げる取組を着実に進めるため、次期プランではより細かく、取組ごとに評価指標を設定することとしたものである。

また、県立学校による取組については、「「在校等時間の把握の徹底」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「心理的安全性が高い職場環境の推進」など、働きやすい環境づくりの推進」、「「各校の実情に応じた業務改善等の取組の推進」として、各校による主体的取組の推進」などを進めて参る。

このほか、「保護者・地域住民等の理解・協力のもとでの取組推進」として、令和7年7月の学校における働き方改革共同宣言を踏まえた取組の推進や「部活動改革の推進」、「教職員定数に係る国への働きかけ」について盛り込んでいる。

なお、本プランについては、本臨時会で決定後、ホームページで公表することとしている。

(松本委員)

学校は教員だけではなく事務職員や地域社会も含め多くの関係者の尽力のもとで成り立っている。こどもを中心に据えて業務に当たっていることに対して、改めて敬意を表したい。

一方で、概要の図にあるとおり、「心と体の健康」という土台がしっかりしてこそ、一人一人が能力を発揮でき、こどもを中心に据えたより良い教育活動につながると考える。

次に情報発信への注力について、プランでは「こどもたちのためにも、先生方ご自身が大切にされる環境づくりを進める」という考えをハッキリと打ち出している。多くの教職員や保護者に読んでもらえるよう、力強い発信をお願いしたい。

また、今回のプランでは、目標ではなく指標を策定し、取組の管理を行うこととしている。令和10年度までにこの目標値を達成できるよう、計画的に取組を進めてもらいたい。

(中野委員)

今年度伴走型支援の事業を3校ほど視察させていただいたが、どの事業でも先生方から主体的に意見を引き出すような工夫がされており、大変素晴らしい取組であった。

その中でも「創造的余白」を授業改善等の創造的な活動に充ててほしいという主張がされており、かなり印象に残っている。働き方改革で一番重要なのは授業改善である。

労働者として教員が働きやすさを追求するのは当然であるが、専門職としてのやりがいや誇りに対して時間を使えるような働き方改革を推進していただきたいと思っている。

現在議論されている新しい指導要領は、先生方の意識改革や授業改善をする力が求められると予想されるため、事務局は働き方改革の先にある「授業の質向上」を念頭に置いて先生方の意識を改善していただきたい。

(安田委員)

このプランにより普段の生活、時間、心に余裕ができることとなる。それにより業務に

も余裕ができ、これは業種に関係なく起こりうるものであると私自身も感じている。

他地域でPTAが衰退している現状があるが、本県でPTA団体と連携して昨年7月に「学校における働き方改革共同宣言」を発出できたことは、この働き方改革を推進する上で非常に有意義なものであり、今後のPTA活動にも良い影響があると思われる。

松本委員からも発言があったが、プランの周知だけではなく、改めて共同宣言についても力強く周知をお願いしたい。

(教育長)

他に意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第3号 市町村立学校職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第4号 県立学校職員の人事について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第5号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第6号 青森県立郷土館規則等の一部を改正する規則案について  
(非公開の会議につき記録別途)

議案第7号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案について  
(非公開の会議につき記録別途)

## 議案第 8 号 教科用図書採択地区及び名称の変更について

(坂上教育次長)

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に教科用図書採択地区を設定しなければならないこととなっており、変更しようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見を聞かなければならないこととなっている。

この度、八戸地区と三戸地区を一つの採択地区に統合するとともに、採択地区の名称を三八地区に変更することについて関係市町村教育委員会へ意見照会したところ、全ての市町村教育委員会から同意を得たことから、採択地区及び名称を三八地区と変更したいと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 8 号については原案のとおり決定する。

## その他 青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会 (第 2 回) の概要について

(佐藤高等学校教育改革推進室)

学校の在り方地区検討委員会第 2 回の開催状況等について御説明する。

開催状況は資料のとおりである。

続いて、2 の主な意見について、抜粋して御説明する。

(1) 全日制課程の学校規模・配置についてである。

「No. 1、国の高校教育改革の基本方針等を踏まえ、特色を備えたパイロット校をつくることも考えられる。」、「No. 4、生徒数が減ることで部活動等にも影響が出ることから、高校を統合することも考えられるが様々な課題がある。」、「No. 5、高校を集約することで通学に係る交通網も集約できるため、通学手段の課題の解決に繋がる。」、「No. 8、学級減が教育の質の低下につながることや、後期実施計画期間における中学校卒業予定者数の減少を踏まえると、早い段階から統合について検討した方がよい。」など統合に関する意見をいただいた。

また、「No. 9、定員割れとなっている高校を学級減することで競争率が高まり、高校の魅力化にも繋がると考える。」、「No. 14、学級減を検討するに当たっては、学力差の是正や学級減による志望倍率の変化も考慮する必要がある。」など、学級減に関する意見のほか、「No. 18、本県の産業構造や人口減少の状況を踏まえると、職業教育を主とする専門学科は大事にすべき」、「No. 25、各学科に特化した高校や、大学進学に特化した高校などそれぞれに役割を持たせることで、中学生も進路選択しやすくなる。」など、高校の役割や学科の維持に関する意見をいただいた。

次に、(2) 第 1 回の意見に基づく学校規模・配置についてである。

各地区において、学級減や統合等により対応した場合の効果・課題について意見をいただいたため、その主なるものについて説明する。

まず、東青地区では、④統合等で対応する案について、「No. 1、教員数などの教育環境を充実させられるほか、生徒同士の競争により学習効果が高まるが、地域住民への影響が課題である。」、「No. 2、今別町や外ヶ浜町の中学生にとって、現在の学校配置では、下

宿などの経済的負担や鉄道路線の乗り換えなどの負担をかければ通学できる高校もあるが、統合が進めば通学できる高校が減ってしまうため、統合するに当たっては、県や高校が通学支援を実施すれば納得できる。」という意見をいただいた。

次に、西北地区では、③統合で対応する案について、「No.2、後期の5年間の生徒数を考えると、五所川原農林高校、五所川原工科高校、木造高校を統合するとともに、校舎制を導入し、西北地区の生活を支える産業の学びを提供することも考えられるが、前期の5年間の中で実施するのは反対である。」、「No.4、工業科と農業科の連携により、現場の課題をイメージしながら学べるメリットはあるが、五所川原工科高校の普通科が減ることで、学力中位層の受け皿がなくなり、中南地区への流出が進む懸念がある。」という意見をいただいた。

中南地区では、⑤統合等で対応する案について、「No.1、学級数が増えることにより、教員数が増えるため、幅広い教科・科目等が担保され、高校教育の質を確保することができる。」、「No.2、統合対象校のいずれかが廃校になるといったイメージを持たれる。」という意見をいただいた。

上北地区では、学級減で対応する案について、「①のNo.2、中学校卒業予定者数の減少を考慮すると学級減は仕方がないが、職業教育を主とする専門学科同士の統合の場合、キャンパス制とする必要があり、これまでと同様の教育活動が別々の場所で行われるだけであることから、小規模化したとしても、現在の所在地に高校はあった方がよい。」という意見をいただいた。

下北地区では、特に意見はなかった。

三八地区では、④統合で対応する案について、「No.1、進学先の傾向が異なる高校を統合することについて慎重に考える必要がある。」、「No.3、規模を維持するために統合する場合は、異なる学科を有する高校の統合により、多様な学びを提供できるようになるほか、様々な目標を持った生徒が集まることになり、魅力的な高校になると考える。」という意見をいただいた。

次に、(3) 定時制・通信制課程の学校配置についてである。

「No.1、北斗高校は魅力ある高校であることや高校の現状を踏まえると、定時制課程の学級増や通信制課程の充実を図る必要がある。」、「No.5、上北地区にも通信制課程を設置すべきである。なお、設置する場合には、スクーリングを考え、公共交通機関の利便性が高い野辺地高校に設置するのがよい。」、「No.6、夜間定時制課程では公共交通機関がなく、通学困難な生徒がいることから、昼間定時制課程を設置してほしい。」といった意見をいただいた。

最後に、(4) その他についてであるが、遠隔教育や少人数学級編制の実施、新たな学科の設置、通学支援等に関する意見をいただいた。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。青森県立高等学校魅力づくり推進計画に関する学校の在り方地区検討委員会(第2回)の概要については、青森県教育委員会として了解した。